

厚生労働大臣が定める掲示事項

(掲示事項等告示第1関係)

「当病棟では、1日に9人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。」

(※月平均1日当り(0時~24時)の看護職員合計配置数)

- 朝9時~夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内です。(直近1年間の平均入院患者)
- 夕方17時~深夜1時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は18人以内です。(直近1年間の平均入院患者)
- 深夜1時~朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は18人以内です。(直近1年間の平均入院患者)

また、朝7時30分~夕方18時30分までの時間帯は、身支度や食事等の身のまわりのお世話をさせていただく看護補助者3人が勤務しています。

「入院時食事療養(I)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。」

岩下病院